## モータースポーツ専門部会規定一部改正

<新旧対照表>

※下線部分:変更箇所

改正後	現行
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条 専門部会の設置	第2条 専門部会の設置
前条の目的のため、下記の専門部会を置く。	前条の目的のため、下記の専門部会を置く。
1. 登録部会	1. 登録部会
2. 安全部会	2. 安全部会
3. メディカル部会	3. メディカル部会
4. 技術部会	4. 技術部会
5. マニュファクチャラーズ部会	5. マニュファクチャラーズ部会
6. レース部会	6. レース部会
7. ラリー部会	7. ラリー部会
8.スピード競技 <u>ターマック</u> 部会	8. スピード競技部会
<u>9.</u> スピード競技 <u>ダート</u> 部会	
<u>10.</u> 電気・ソーラーカー部会	9. 電気・ソーラーカー部会
11. カート部会	10. カート部会
12. デジタルモータースポーツ部会	
第3条 任務	第3条 任務
専門部会は、それぞれの専門部会ごとに掲げる下記事項	

つき、JAF会長の諮問に応じて意見を具申することを任務 とする。

- $1. \sim 7.$  (略)
- 8. スピード競技<u>ターマック</u>部会 専ら舗装路面を走行するスピード競技に関する下記事項
  - 1)調査および研究
  - 2) 諸規則の立案および統一解釈

  - 4) 競技会のスポーツカレンダー登録申請の審査
  - 5) 上記に関連する事項
- <u>9.</u> スピード競技<u>ダート</u>部会

<u>専ら非舗装路面を走行する</u>スピード競技に関する下記事 面

- 1)調査および研究
- 2) 諸規則の立案および統一解釈
- 4) 競技会のスポーツカレンダー登録申請の審査
- 5) 上記に関連する事項
- 10. 電気・ソーラーカー部会 (略)
- 11. カート部会 (略)
- 12. デジタルモータースポーツ部会 デジタルモータースポーツに関する下記事項

つき、JAF会長の諮問に応じて意見を具申することを任務 とする。

- $1. \sim 7.$  (略)
- 8. スピード競技部会 スピード競技に関する下記事項
  - 1)調査および研究
  - 2) 諸規則の立案および統一解釈

  - 4) 競技会のスポーツカレンダー登録申請の審査
  - 5) 上記に関連する事項

9. 電気・ソーラーカー部会 (略)

<u>10.</u>カート部会 (略)

- 1)調査および研究(デジタルライセンスに関するものを含む。)
- 2) デバイスおよびその付帯機器、設備に関する調査、研究
- 3) 競技会およびイベントに関する事項
- 4) 諸規則の立案および統一解釈
- 5) 上記に関連する事項

## 第4条 構成

1. 専門部会の委員の定員は、下記の通りとし、それぞれの専門部会に部会長および2名以内の副部会長を置く。

登録部会: 9名以内 安全部会: 7名以内

メディカル部会:7名以内

技術部会: 9名以内

マニュファクチャラーズ部会:11名以内

レース部会: 11名以内 ラリー部会: 9名以内

スピード競技<u>ターマック</u>部会:<u>9</u>名以内

スピード競技<u>ダート</u>部会:<u>9</u>名以内

電気・ソーラーカー部会:9名以内

カート部会:11名以内

デジタルモータースポーツ部会:7名以内

以下 (略)

## 第4条 構成

1. 専門部会の委員の定員は、下記の通りとし、それぞれの専門部会に部会長および2名以内の副部会長を置く。

登録部会: 9名以内 安全部会: 7名以内

メディカル部会:7名以内

技術部会: 9 名以内

マニュファクチャラーズ部会:11名以内

レース部会: 11名以内 ラリー部会: 9名以内

スピード競技部会11名以内

電気・ソーラーカー部会: 9名以内

カート部会:11名以内

以下 (略)